

群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会規則

平成 19 年 2 月 19 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第 4 号）第19条第 5 項及び群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第 5 号）第27条第 5 項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者及び広域連合長が適当と認める者のうちから広域連合長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、事務局総務課において行う。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。